

都市計画法第34条の2第1項の規定により協議した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

令和2年3月19日

京都市長 門川 大作

1 協議成立の年月日及び番号

平成30年3月30日 第10007号

令和2年1月30日 変第10008号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（1工区）

京都市右京区京北周山町中山38番, 39番1, 39番2（一部）, 39番4（一部）, 39番5, 42番, 42番1, 43番1, 43番2, 43番5, 44番2, 44番5, 44番7, 44番8, 44番10, 48番1, 48番2, 49番, 50番, 51番, 52番1, 52番2, 53番, 54番1, 55番及び56番1, 同区京北周山町折谷1番2（一部）及び2番並びに同区京北周山町高梨子11番（一部）, 11番1, 12番, 12番2, 20番1, 21番及び22番1

3 協議成立を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区烏丸通り三条下ル饅頭屋町595-3大同生命京都ビル7階

京都市教育委員会 京都市教育長 在田 正秀

(都市計画局都市景観部開発指導課)